⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に堺地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、参加表明書の資料の提出とともに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式により参加しようとする場合は持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。なお郵送による申請は認めない。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度建築関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　近畿地方整備局長から地方支部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等の措置を受けていないこと。

④　平成20年10月７日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により堺地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、堺地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、堺地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱について」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「堺地方合同庁舎設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成21年７月23日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

税務大学校大阪研修所設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 21 年７月 23 日

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　業務内容

⑴　業務名　税務大学校大阪研修所設計業務（電子入札対象案件）

⑵　業務内容　本業務は、税務大学校大阪研修所の設計業務（基本設計、実施設計、数量積算）を行うものである。

⑶　履行期限　平成23年３月10日

２　申請の時期

平成21年７月23日から平成21年８月３日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、平成21年８月４日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず技術提案書を提出できないことがある。なお、受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、平成21年７月23日から近畿地方整備局総務部契約課調査係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に税務大学校大阪研修所設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、参加表明書の資料の提出とともに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式により参加しようとする場合は持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。なお、郵送による申請は認めない。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度建築関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　近畿地方整備局長から地方支部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等の措置を受けていないこと。

④　平成20年10月７日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により税務大学校大阪研修所設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、税務大学校大阪研修所設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、税務大学校大阪研修所設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱について」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。